

資料4-2

2024年度 第2回 運営委員会 議 事 概 要

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

日 時：2025年3月12日（水）17時00分～17時30分

場 所：オンライン会議

出席者：

（運営委員）上野 達弘(座長)、椎名 和夫(副座長)、竹内 比呂也(副座長)、
今村 哲也、江草 貞治、加藤 浩一郎、久保田 裕、野間 俊彦、
芳賀 高洋、大和 淳、脇澤 一弘 各委員

(12名中11名出席)

（監 事）池谷 慎一郎、山神 清和 各監事

（陪 席）野方英樹 SARTRAS 委員

【議事次第】

<審議事項>

- 1 2025年度事業計画・収支予算（案）について

<報告事項>

- 1 初等中等教育ワーキング・グループ及び高等教育ワーキング・グループの検討状況について
- 2 ホームページの開設について

【配付資料】

2025年度事業計画書・収支予算書（案）

【議事の概要】

規約第10条第3項に基づき、上野座長が議長を務めた。

冒頭、運営委員会運営規則第7条に基づき、本運営委員会及び今後開催の運営委員会において、野方 SARTRAS 委員の陪席を要請することが承認された。

<審議事項>

1 2025年度事業計画・収支予算（案）について

2025年度事業計画・収支予算について、別紙1の内容で承認された。

<報告事項>

1 初等中等教育ワーキング・グループ及び高等教育ワーキング・グループの検討状況について

高等教育ワーキング・グループの大和主査から次の点について報告された。

- ・2月27日（木）にハイフレックス方式で、初等中等教育ワーキング・グループ及び高等教育ワーキング・グループを合同で開催した。
- ・今後のワーキング・グループでの議論に向けて、各委員から、著作権の普及啓発に関する様々な提案、アイデア及び課題が出された。
- ・次回以降、各ワーキング・グループに分かれて、著作権の普及啓発活動の方策について検討を進める。
- ・後日、議事の概要を提出する（別紙2が後日提出された）。

2 ホームページの開設について

事務局から、フォーラムのホームページを新設することについて報告があった（3月25日に公開した）。

この報告に対する主な意見は次のとおり。

- これまでフォーラムのホームページは **SARTRAS** のページにあったので、新設に当たっては、**SARTRAS** との連携を密にし、教育現場の人がスムーズに新ページに移行し閲覧できるよう配慮してほしい。

2025年度

事業計画書・収支予算書

2025年4月 1日から

2026年3月31日まで

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

第 1 2025 年度事業計画

2025 年度は以下の事業を実施する。

1 会議に関する事業

以下の会議を開催し、運営委員会が定める著作権制度の普及啓発等の事業について検討する（括弧内は開催を見込む回数）。

（1）総会（2 回）

（2）運営委員会（3 回）

（3）ワーキング・グループ

ア 初等中等教育ワーキング・グループ（5 回）

イ 高等教育ワーキング・グループ（5 回）

ウ 著作権法関係有識者ワーキング・グループ（4 回）

2 その他本フォーラムの目的を達成するための事業（共通目的基金への助成申請）

（1）前記 1 に係る事業の実施に必要な費用について、授業目的公衆送信補償金制度における共通目的基金への助成申請を行う。

（2）本フォーラム又は運営委員会が著作権制度の普及啓発等に係る事業の実施を決定したときは、当該事業に必要な費用について助成申請を行う。

第2 2025年度収支予算

収支予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1. 経常収益		
受取補助金等	[9,448,000]	
S A R T R A S 助成金	9,448,000	
経常収益計	9,448,000	
2. 経常費用		
事業費	[5,488,000]	
給料手当	4,230,000	委員等への謝金
会議費	(164,000)	
会議費	154,000	会場使用料
お茶代	10,000	飲み物代
旅費交通費	(290,000)	
交通費	10,000	事務局交通費
委員交通費	280,000	委員等交通費
通信運搬費	4,000	郵便料
消耗品費	(40,000)	
事務用品	27,000	事務用品購入費
コピー代	13,000	コピー代
委託費	(545,000)	
L I V E 配信委託	220,000	オンライン会議に係る配信委託料
文字起こし	160,000	会議の文字起こし委託料
会計指導料	165,000	会計士への相談料
支払手数料	140,000	送金手数料
雑費	75,000	予備費 (HP 維持費を含む)
管理費	[3,960,000]	事務局への業務委託料
管理費負担金	3,960,000	
経常費用計	9,448,000	

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
初等中等・高等教育合同 WG 会議（第 1 回）議事の概要

2025 年 2 月 27 日（木）18:00～20:15

著作権情報センター会議室と Zoom によるオンラインのハイフレックス方式

出席者：初等中等教育専門 WG

（会議室）小崎委員，高瀬委員，西尾委員，芳賀委員，三上委員，宮澤委員，脇澤委員

（オンライン）植木委員，小熊委員，加来委員，三田委員，

高等教育専門 WG

（会議室）江草委員，竹内委員，日向委員，森委員，山神委員，大和委員，山中委員

（オンライン）石島委員，井上委員，金谷委員，喜多委員，椎名委員，

陪席：竹内委員，土屋委員，久保田委員，文化庁著作権課

1. 開会に際し

（1）大和主査から再開までの経緯の概略説明

（2）各委員から自己紹介

2. 配付資料のポイント説明

（1）「著作物の利用に関するニーズ調査」について大和委員より説明

（2）「教育における著作物利用に係る諸外国の著作権制度等に関する調査研究事業報告」について石島委員より説明

3. 自由討議

【初中・高等共通】

- 普及啓発に関する取組についての検証（効果測定）が必要だが，どうすればできるか。
- WG で議論していく「普及啓発」とは，授業目的公衆送信補償金制度についての普及啓発なのか，著作権一般についての啓発なのか。児童生徒に第 35 条を教える必要はないが，教職員に対して同規定の背景を伝えていくべきではないか。
- 著作権を教える場合の内容が，著作権一般を制度趣旨に立ち返って学ぶのか，第 35 条に留まるのかというところは重要で，理想は前者だと思うが，現場では手が回らなくなる気がする（専門家は別として）。
- 出版物の流通ビジネスを通じて考えてもらう方法もある。
- 教育現場は権利制限が適用される場面が多いので，教職員も児童生徒も著作権に気づきにくいですが，著作権教育は「社会に出たときにどう対応できるか」（出口教育）を意識すべき。

【初中】

- 初等中等教育段階では教育課題が多く，著作権教育まで手が回らない学校も多い。
- 小学校現場では著作権を意識する場面がない。著作権を意識してもらうためには，誰が，何を，どう

やってやればいいのか、どう検証するのかなど論点が多いので、WG の議論の名中でヒントを拾いたい。

- 座学による知識にとどまってしまうがちだが、許諾を得るなどの利活用の体験的な学びを伴った学習方法を開発する必要がある。
- 教職員は、自らの活動について権利制限の恩恵を受ける場面が多いため、児童生徒に対する指導の在り方について意識を持ちにくい。
- 生徒が休み時間に踊ったりしているような実際の様子を通じて、楽しみながら「自分たちも創作者だ」ということに気づかせるような指導もあり得る。しかし、教員がそのような点に気づかず、法律的な上滑りな議論になっている。
- 書道展の表彰式で作品に関する著作権の話をする、生徒は興味・関心をもつ。このような場で話題にすることも大事。
- 「情報」などの教科での指導が重要。
- 「技術・家庭」「情報」以外の教科でも著作権（知的財産）は扱える。それぞれの教科でどうやったらいいかという事例を示しながら草の根的に広げていく方法もある。その際、児童生徒も著作権を持っているということに気づかせる視点が重要。
- 文科省の通知や資料では、「著作権に留意する」のような記述がみられるが、それだけでは現場としてどう指導するか迷うのは当然。
- 初中教育では、児童生徒だけでなく、むしろ保護者に対する啓発も重要。
- 教育委員会等が著作権の研修をする動機は、SARTRAS の助成を受けた CRIC の活動で研修講師を派遣してもらえらるからというケースと、各地の学校現場が著作物の無断利用で問題になっているからというケースが多い。
- 教員研修では、著作権に関する教材を使って指導したことがあるかを毎回尋ねているが、そのような経験がある者は少ない（使ったことがあるのは放送部の顧問教員）。その理由は、分からない（関心がない・必要性がない）というものと金銭のやり取りが伴うので教育上望ましくないというもの。高等学校の「情報」に関する教員研修では、参加者は全員が著作権を教えたと答えた。それは学習指導要領の「情報」で知的財産を扱うこととされているから。生きていく上で大切なことの一つに「著作権」が位置づけられ始めている。

【高等】

- 各大学における FD・SD 活動でも著作権への関心が高まっている。SARTRAS が大学におけるそれらの活動を支援するセミナーをやれば、現場の関心や課題が把握できるのではないかと。それにより著作権に関するセミナーのコンテンツを広めることもできる。
- 研究倫理研修の一環で著作権を扱う場合、「べからず教育」に終始している面があり、好ましくない例もあるのでは。FD・SD も形骸化しているところもあるのではないかと。学会誌や研究紀要などへの投稿ルールから著作権を学ぶ人も多いが、ローカルルールを誤って認識しているのでは。高等教育の場合は、教員が利用者と同時に権利者でもある場合が多いので、著作権に関する考え方も初等中等教育の教員とは少し違う。

ただ、著作権に関する教育や啓発については、何をどうすればいいというモデルがないのが現状。先

進事例の中にはいい取組をしているところがあるが、どこでも適用可能かと言えば難しさもある。設置者の違い、構成員の規模、人的資源など大きなハードルがあると思う。

- 学生向け実写ドラマの映像教材を開発・公開している。「オープンアクセスのコンテンツと有料コンテンツがなぜ両立しているのか」「刑事事件と民事事件とはどう違うのか」など、学生がクリエイティブな活動をしたときにどうすればいいのかを考えられるような内容。
- アメリカでは教育機関で公衆送信ができる法律があり、そこでは各大学が運用指針を作るという立て付けになっている。このような事例についてもその背景を知っておくのもいいのではないか。

4. その他

(1) 次回開催について

5月の連休以降に、初等中等と高等に分かれて第2回を開催。

(2) 著作権法関係有識者会議WGから

改正著作権法第35条運用指針⑨－3その他の検討を継続。

① 利用契約と35条の関係

② コピープロテクトと35条の関係

2020年8月と2022年3月のフォーラムで案を提示した以降、さらに検討を進めることになっており、利用実態をヒアリングしたい（フォーラムメンバーの前にまずWG委員に対して）。

事務局からGoogleフォームのURLを送付するので、協力を。

以上